

高気圧作業安全衛生規則

(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十号)

最終改正：平成二四年一月二〇日厚生労働省令第六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、高気圧障害防止規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 高圧室内業務労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第六条第一号の高圧室内作業に係る業務をいう。

二 潜水業務令第二十条第九号の業務をいう。

三 作業室潜函工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室をいう。

四 気閘室高圧室内業務に従事する労働者（以下「高圧室内作業員」という。）が、作業室への出入りに際し加圧又は減圧を受ける室をいう。

(作業室の気積)

第二条 事業者は、労働者を作業室において高圧室内業務に従事させるときは、作業室の気積を、現に当該作業室において高圧室内業務に従事している労働者一人について、四立方メートル以上としなければならない。

(気閘室の床面積及び気積)

第三条 事業者は、気閘室の床面積及び気積を、現に当該気閘室において加圧又は減圧を受ける高圧室内作業員一人について、それぞれ〇・三平方メートル以上及び〇・六立方メートル以上としなければならない。

(送気管の配管等)

第四条 事業者は、潜函又は潜鐘の作業室又は気閘室へ送気するための送気管を、シャフトの中を通すことなく当該作業室又は気閘室へ配管しなければならない。

2 事業者は、作業室へ送気するための送気管には、作業室に近接する部分に逆止弁を設けなければならない。

(空気清浄装置)

第五条 事業者は、空気圧縮機と作業室又は気閘室との間に、作業室及び気閘室へ送気する空気を清浄にするための装置を設けなければならない。

(排気管)

第六条 事業者は、作業室及び気閘室に、専用の排気管を設けなければならない。

2 潜函又は潜鐘の気閘室内の高圧室内作業員に減圧を行うための排気管は、内径五十三ミリメートル以下のものとしなければならない。

(圧力計)

第七条 事業者は、作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作を行う場所を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部に設けたときは、当該場所に、作業室内のゲージ圧力（以下「圧力」という。）を表示する圧力計を設けなければならない。

2 事業者は、前項の場所を潜函、潜鐘、圧気シールド等の内部に設けたときは、作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務を行う者に、携帯式の圧力計を携行させなければならない。

3 事業者は、高圧室内作業者に加圧又は減圧を行うために、送気又は排気の調節を行うバルブ又はコックの操作を行う場所を気閘室の外部に設けたときは、当該場所に、気閘室内の圧力を表示する圧力計を設けなければならない。

4 事業者は、前項の場所を気閘室の内部に設けたときは、気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務を行う者に、携帯式の圧力計を携行させなければならない。

5 前各項の圧力計は、その一目盛りが〇・〇二メガパスカル以下のものでなければならない。

(異常温度の自動警報装置)

第七条の二 事業者は、作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機から吐出される空気並びに当該空気圧縮機に附属する冷却装置を通過した空気の温度が異常に上昇した場合に当該空気圧縮機の運転を行う者その他の関係者にこれを速やかに知らせるための自動警報装置を設けなければならない。

(のぞき窓等)

第七条の三 事業者は、気閘室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から気閘室の内部の状態をは握することができる措置を講じなければならない。

(避難用具等)

第七条の四 事業者は、高圧室内業務を行うときは、呼吸用保護具、繊維ロープその他非常の場合に高圧室内作業者を避難させ、又は救出するため必要な用具を備えなければならない。

(空気槽)

第八条 事業者は、潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業者」という。）に（空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水作業者ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽（以下「予備空気槽」という。）を設けなければならない。

2 予備空気槽は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一 予備空気槽内の空気の圧力は、常時、最高の潜水深度における圧力の一・五倍以上であること。

二 予備空気槽の内容積は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める式により計算した値以上であること。

イ 潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合

$$V = \{ 40 (0.03D + 0.4) \} \div P$$

この式において、V、D及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする（ロにおいて同じ。）。

V 予備空気槽の内容積（単位リットル）

D 最高の潜水深度（単位メートル）

P 予備空気槽内の空気の圧力（単位メガパスカル）

ロ イに掲げる場合以外の場合

$$V = \{ 60 (0.03D + 0.4) \} \div P$$

3 第一項の送気を調節するための空気槽が前項各号に定める予備空気槽の基準に適合するものであるとき、又は当該基準に適合する予備ボンベ（事故の場合に必要な空気をたくわえてあるボンベをいう。）を潜水作業者に携行させるときは、第一項の規定にかかわらず、予備空気槽を設けることを要しない。

(空気清浄装置、圧力計及び流量計)

第九条 事業者は、潜水作業者に空気圧縮機により送気する場合には、送気する空気を清浄にするための装置のほか、潜水作業者に圧力調整器を使用させるときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設けなければならない。

(作業主任者)

第十条 事業者は、令第六条第一号の高圧室内作業については、高圧室内作業主任者免許を受けた者のうちから、作業室ごとに、高圧室内作業主任者を選任しなければならない。

2 事業者は、高圧室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法を決定し、高圧室内作業者を直接指揮すること。

二 炭酸ガス及び有害ガス（一酸化炭素、メタンガス、硫化水素その他炭酸ガス以外のガスであつて、爆発、火災その他の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいう。以下同じ。）の濃度を測定するための測定器具を点検すること。

三 高圧室内作業者を作業室に入室させ、又は作業室から退室させるときに、当該高圧室内作業者の人数を点検すること。

四 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、作業室内の圧力を適正な状態に保つこと。

五 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条の規定に適合して行われるように措置すること。

六 作業室及び気閘室において高圧室内作業者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講ずること。
（特別の教育）

第十一条 事業者は、次の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する特別の教育を行わなければならない。

一 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務

二 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務

三 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務

四 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務

五 再圧室を操作する業務

六 高圧室内業務

2 前項の特別の教育は、次の表の上欄に掲げる業務に応じて、同表の下欄に掲げる事項について行わなければならない。

業務	教育すべき事項
作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	一 圧気工法の知識に関すること。 二 送気設備の構造及び取扱いに関すること。 三 高気圧障害の知識に関すること。 四 関係法令 五 空気圧縮機の運転に関する実技
作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	一 圧気工法の知識に関すること。 二 送気及び排気に関すること。 三 高気圧障害の知識に関すること。 四 関係法令 五 送気の調節の実技
気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	一 圧気工法の知識に関すること。 二 加圧及び減圧並びに換気の仕方に関すること。 三 高気圧障害の知識に関すること。 四 関係法令 五 加圧及び減圧並びに換気に関する実技
潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	一 潜水業務に関する知識に関すること。 二 送気に関すること。 三 高気圧障害の知識に関すること。 四 関係法令 五 送気の調節の実技

再圧室を操作する業務	一 高気圧障害の知識に関すること。 二 救急再圧法に関すること。 三 救急そ生法に関すること。 四 関係法令 五 再圧室の操作及び救急そ生法に関する実技
高圧室内業務	一 圧気工法の知識に関すること。 二 圧気工法に係る設備に関すること。 三 急激な圧力低下、火災等の防止に関すること。 四 高気圧障害の知識に関すること。 五 関係法令

3 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（潜水士）

第十二条 事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、潜水業務につかせてはならない。

（立入禁止）

第十三条 事業者は、必要のある者以外の者が気閘室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。

（加圧の速度）

第十四条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に加圧を行うときは、毎分〇・〇八メガパスカル以下の速度で行わなければならない。

（高圧下の時間）

第十五条 事業者は、高圧室内業務（圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務に限る。以下この条において同じ。）を行うときは、次に定める作業時間についての基準に反して、当該高圧室内業務に高圧室内作業者を従事させてはならない。

一 高圧室内作業者に加圧を開始した時から減圧を開始する時までの時間（以下「高圧下の時間」という。）を、次のイ又はロに掲げる時間以内とすること。

イ 当該高圧室内作業者を高圧室内業務に従事させる回数が一日について二回を超えない場合であり、かつ、当該高圧室内業務の圧力が〇・四メガパスカルを超えない場合においては、次に掲げる時間

（イ） 第一回の高圧室内業務（高圧室内業務が一日について一回の場合を含む。）当該高圧室内業務の圧力に基づいて、別表第一の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間

（ロ） 第二回の高圧室内業務当該高圧室内業務の圧力（第一回の高圧室内業務の圧力が第二回の高圧室内業務の圧力よりも高いときは、第一回の高圧室内業務の圧力）に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び第一回の高圧下の時間に基づく「高圧下の時間」欄の区分に応じた「第二回の高圧下の時間」欄に掲げる時間

ロ 当該高圧室内作業者を高圧室内業務に従事させる回数が一日について二回を超える場合又は高圧室内業務の圧力が〇・四メガパスカルを超える場合においては、次に掲げる時間

（イ） 第一回の高圧室内業務（高圧室内業務が一日について一回の場合を含む。）当該高圧室内業務の圧力に基づいて、別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間

（ロ） 第二回以後の高圧室内業務当該高圧室内業務の圧力（その日においてその者について既に行つた高圧室内業務の圧力が当該高圧室内業務の圧力よりも高いときは、その最高の圧力）に基づく別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間から別表第三により求めた時間（以下「高圧室内作業修正時間」という。）を差し引いた時間（その日における当該高圧室内作業者の高圧下の時間の合計が、その者についての高圧室内業務の最高の圧力に基づく別表第二の「圧力」欄の区

分に応じた「一日についての高圧下の時間」欄に掲げる時間を超えるときは、その超える時間を更に差し引いて得た時間)

二 その日において既に高圧室内業務に従事した者を更に高圧室内業務に従事させるときは、次のイ又はロに掲げる時間以上の時間を、高圧室内作業者の体内ガス圧係数を減少させるための時間（以下「高圧室内作業ガス圧減少時間」という。）として、その者についての前回の減圧を終了した後に引き続いて与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

イ 前号イの場合に該当するとき第一回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

ロ 前号ロの場合に該当するとき、当該高圧室内業務の直前の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

三 その日における高圧室内業務を終了した者に対して、次のイ又はロに掲げる時間以上の時間を、高圧室内作業ガス圧減少時間として、その者についての最終の減圧を終了した後に引き続いて与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

イ 第一号イの場合に該当するとき最終回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

ロ 第一号ロの場合に該当するとき最終回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

四 高圧室内業務を一日に二回以上行う者に第二回以後の高圧室内作業ガス圧減少時間を与える場合の第二号ロ並びに前号イ及びロの高圧室内業務の高圧下の時間については、当該高圧室内作業者の当該回における高圧下の時間に高圧室内作業修正時間を加算したものとすること。

（炭酸ガスの抑制）

第十六条 事業者は、炭酸ガスによる高圧室内作業者の健康障害を防止するため、作業室及び気こう室における炭酸ガスの分圧が〇・五キロパスカルを超えないように、換気その他必要な措置を講じなければならない。

（有害ガスの抑制）

第十七条 事業者は、作業室における有害ガスによる高圧室内作業者の危険及び健康障害を防止するため、換気、有害ガスの測定その他必要な措置を講じなければならない。

（減圧の速度等）

第十八条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 減圧の速度は、毎分〇・〇八メガパスカル以下とすること。

二 第十五条第一号イの場合に該当するときは、当該高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づく別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「減圧」欄に掲げる圧力に達したときに、同欄に掲げる時間以上減圧を停止すること。

三 第十五条第一号ロの場合に該当するときは、当該高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づく別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「減圧」欄に掲げる圧力に達したときに、同欄に掲げる時間以上減圧を停止すること。

2 高圧室内業務を一日に二回以上行なう者に第二回以後の減圧を行なう場合の前項第二号又は第三号の当該高圧室内業務の高圧下の時間については、第十五条第四号の規定を準用する。

（減圧の特例等）

第十九条 事業者は、事故のために高圧室内作業者を退避させ、又は健康に異常を生じた高圧室内作業者を救出するときは、必要な限度において、前条に規定する減圧の速度を速め、又は同条に規定する減圧を停止する時間を短縮することができる。

2 事業者は、前項の規定により減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮したときは、退避させ、又は救出した後、すみやかに当該高圧室内作業者を再圧室又は気闇室に入れ、当該高圧室内業務に係る圧力に等しい圧力まで加圧しなければならない。

3 前項の規定により加圧する場合の加圧の速度については、第十四条の規定を準用する。

(減圧時の措置)

第二十条 事業者は、気闇室において、高圧室内作業者に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 気闇室の床面の照度を二十ルクス以上とすること。

二 気闇室内の温度が十度以下である場合には、高圧室内作業者に毛布その他の適当な保温用具を使用させること。

三 減圧に要する時間が一時間を超える場合には、高圧室内作業者に椅子その他の休息用具を使用させること。

2 事業者は、気闇室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、あらかじめ、当該減圧に要する時間を当該高圧室内作業者に周知させなければならない。

(減圧状況の記録等)

第二十条の二 事業者は、圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務を行うときは、気こう室に自記記録圧力計を備え、当該気こう室において高圧室内作業者に減圧を行う都度、当該減圧の状況を記録した書類並びに当該高圧室内作業者の氏名及び減圧の日時を記載した書類を作成し、これらを五年間保存しなければならない。

(連絡)

第二十一条 事業者は、高圧室内業務を行うときは、気闇室の付近に、高圧室内作業者和び空気圧縮機の運転を行う者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下この条において「連絡員」という。）を常時配置しなければならない。

2 事業者は、高圧室内作業者和び空気圧縮機の運転を行う者と連絡員とが通話することができる通話装置を設けなければならない。

3 事業者は、前項の通話装置が故障した場合においても連絡することができる方法を定めるとともに、当該方法を高圧室内作業者、空気圧縮機の運転を行う者及び連絡員の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(設備の点検及び修理)

第二十二条 事業者は、高圧室内業務を行うときは、次の各号に掲げる設備について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに一回以上点検し、高圧室内作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 第四条の送気管、第六条の排気管及び前条第二項の通話装置 一日

二 作業室及び気闇室への送気を調節するためのバルブ又はコック 一日

三 作業室及び気闇室からの排気を調節するためのバルブ又はコック 一日

四 作業室及び気闇室へ送気するための空気圧縮機に附属する冷却装置 一日

五 第七条の四の用具 一日

六 第七条の二の自動警報装置 一週

七 作業室及び気闇室へ送気するための空気圧縮機 一週

八 第七条及び第二十六条の圧力計 一月

九 第五条の空気を清浄にするための装置 一月

十 潜函、潜鐘、圧気シールド等に設けられた電路 一月

2 事業者は、前項の規定により点検を行ない、又は修理その他必要な措置を講じたときは、そのつど、その概要を記録して、これを三年間保存しなければならない。

(送気設備の使用開始時等の点検)

第二十二條の二 事業者は、送気設備を初めて使用するとき、送気設備を分解して改造若しくは修理を行つたとき、又は引き続き一月以上使用しなかつた送気設備を再び使用するときは、当該送気設備の機能を点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

(事故が発生した場合の措置)

第二十三條 事業者は、送気設備の故障、出水その他の事故により高压室内作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高压室内作業者を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部へ退避させなければならない。

2 事業者は、前項の場合には、送気設備の異常の有無、潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態その他の事項について点検し、高压室内作業者に危険又は健康障害を生ずるおそれがないことを確認した後でなければ、特に指名した者以外の者を潜函、潜鐘、圧気シールド等に入れてはならない。

(排気沈下の場合の措置)

第二十四條 事業者は、作業室内を排気して潜函を沈下させるときは、高压室内作業者を潜函の外部へ退避させなければならない。

2 事業者は、前項の場合には、出水又は有害ガスの発生の有無その他の事項について点検し、高压室内作業者に危険又は健康障害を生ずるおそれがないことを確認した後でなければ、特に指名した者以外の者を潜函に入れてはならない。

(発破を行なつた場合の措置)

第二十五條 事業者は、作業室内において発破を行なつたときは、作業室内の空気が発破前の状態に復するまで、高压室内作業者を入室させてはならない。

(火傷等の防止)

第二十五條の二 事業者は、高压室内業務を行うときは、大気圧を超える気圧下における可燃物の燃焼の危険性について、労働者に周知させるほか、高压室内作業者の火傷その他の危険を防止するため、潜函、潜鐘、圧気シールド等について、次の措置を講じなければならない。

一 電灯については、ガード付電灯その他電球が破損して可燃物へ着火するおそれのないものを使用すること。

二 電路の開閉器については、周囲に火花又はアークを飛散しないものを使用すること。

三 暖房については、高温となつて可燃物の点火源となるおそれのないものを使用すること。

2 事業者は、高压室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下この条において「溶接等の作業」という。）を行つてはならない。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでない。

3 事業者は、高压室内業務を行うときは、火気又はマツチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、当該溶接等の作業に必要な火気又

はマッチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことができる。

（刃口の下方の掘下げの制限）

第二十五条の三 事業者は、潜函の急激な沈下による高压室内作業者の危険を防止するため、潜函の刃口の下方を五十センチメートル以上掘り下げてはならない。

（高压室内作業主任者の携行器具）

第二十六条 事業者は、高压室内作業主任者に、携帯式の圧力計、懐中電灯、炭酸ガス及び有害ガスの濃度を測定するための測定器具並びに非常の場合の信号用器具を携行させなければならない。

（潜水時間）

第二十七条 事業者は、潜水業務（水深十メートル以上の場所における潜水業務に限る。以下この条において同じ。）を行うときは、次に定める作業時間についての基準に反して、当該潜水業務に潜水作業者を従事させてはならない。

一潜水作業者が潜降を開始した時から浮上を開始する時までの時間（以下「潜水時間」という。）を次のイ又はロに掲げる時間以内とすること。

イ 第一回の潜水業務（潜水業務が一日について一回の場合を含む。）当該潜水業務の水深に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「潜水時間」欄に掲げる最長の時間

ロ 第二回以後の潜水業務当該潜水業務の水深（その日においてその者が既に行つた潜水業務の水深が当該潜水業務の水深よりも深いときは、その最高水深）に基づく別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「潜水時間」欄に掲げる最長の時間から、前回の潜水業務の水深及び潜水時間に基づく同表の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「体内ガス圧係数」欄に掲げる数値、第三号から第五号までの規定により与えた潜水作業ガス圧減少時間並びに当該潜水業務の水深に基づいて、別表第三により求めた時間（以下「潜水作業修正時間」という。）を差し引いた時間（その日における当該潜水作業者の潜水時間の合計が、その者についての潜水業務の最高水深に基づく別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「一日についての潜水時間」欄に掲げる時間を超えるときは、その超える時間を更に差し引いて得た時間）

二 潜水業務を一日に三回以上行う者に第三回以後の潜水業務に従事させる場合の前号ロの前回の潜水業務の潜水時間は、当該潜水作業者の当該回における潜水時間に、潜水作業修正時間を加算したものとする。

三 その日において既に潜水業務に従事した者を更に潜水業務に従事させるときは、その者についての直前の潜水業務の水深及び潜水時間に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間以上の時間を、潜水作業者の体内のガス圧係数を減少させるための休息时间（以下「潜水作業ガス圧減少時間」という。）として、前回の浮上を終了した後引き続き与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

四 その日における潜水業務を終了した者に対し、最終回の潜水業務の水深及び潜水時間に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間以上の時間を、潜水作業ガス圧減少時間として、その者についての最終の浮上を終了した後引き続き与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

五 潜水業務を一日に二回以上行う者に、第二回以後の潜水作業ガス圧減少時間を与える場合の前二号の潜水業務の潜水時間については、第二号の規定を準用する。

（送気量及び送気圧）

第二十八条 事業者は、空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水作業者に送気するときは、潜水作業者と、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合には、潜水作業者ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に〇・七メガパスカルを加えた値以上としなければならない。

(ボンベからの給気を受けて行なう潜水業務)

第二十九条 事業者は、潜水作業者に携行させたボンベ（非常用のものを除く。以下第三十四条、第三十六条及び第三十七条において同じ。）からの給気を受けさせるときは、次の措置を講じなければならない。

一 潜降直前に、潜水作業者に対し、当該潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせること。

二 潜水作業者に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。

(圧力調整器)

第三十条 事業者は、潜水作業者に圧力一メガパスカル以上の気体を充てんしたボンベからの給気を受けさせるときは、二段以上の減圧方式による圧力調整器を潜水作業者に使用させなければならない。

(浮上の速度等)

第三十一条 事業者は、潜水作業者に浮上を行わせるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 浮上の速度は、毎分十メートル以下とすること。

二 水深十メートル以上の場所における潜水業務の水深及び潜水時間に基づく別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「浮上」欄に掲げる水深に達したときに、同欄に掲げる時間以上浮上を停止させること。

2 水深十メートル以上の場所における潜水業務を一日に二回以上行う者に第二回以後の浮上を行わせる場合の前項第二号の当該潜水業務の潜水時間については、第二十七条第二号の規定を準用する。

(浮上の特例等)

第三十二条 事業者は、事故のために潜水作業者を浮上させるときは、必要な限度において、前条に規定する浮上の速度を速め、又は同条に規定する浮上を停止する時間を短縮することができる。

2 事業者は、前項の規定により浮上の速度を速め、又は浮上を停止する時間を短縮したときは、浮上後、すみやかに当該潜水作業者を再圧室に入れ、当該潜水業務の最高の水深における圧力に等しい圧力まで加圧し、又は当該潜水業務の最高の水深まで再び潜水させなければならない。

3 前項の規定により当該潜水作業者を再圧室に入れて加圧する場合の加圧の速度については、第十四条の規定を準用する。

(さがり綱)

第三十三条 事業者は、潜水業務を行なうときは、潜水作業者が潜降し、及び浮上するためのさがり綱を備え、これを潜水作業者に使用させなければならない。

2 事業者は、前項のさがり綱には、別表第二の「浮上」欄に掲げる水深ごとに水深を表示する木札又は布等を取り付けておかななければならない。

(設備等の点検及び修理)

第三十四条 事業者は、潜水業務を行うときは、潜水前に、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる潜水器具を点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び圧力調整器

二 ボンベ（潜水作業者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び第三十条の圧力調整器

三 潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務潜水器及び第三十条の圧力調整器

2 事業者は、潜水業務を行うときは、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる設備について、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務

イ 空気圧縮機又は手押ポンプ一週

ロ 第九条の空気を清浄にするための装置一月

ハ 第三十七条の水深計一月

ニ 第三十七条の水中時計三月

ホ 第九条の流量計六月

二 ボンベからの給気を受けて行う潜水業務

イ 第三十七条の水深計一月

ロ 第三十七条の水中時計三月

ハ ボンベ六月

3 事業者は、前二項の規定により点検を行ない、又は修理その他必要な措置を講じたときは、そのつど、その概要を記録して、これを三年間保存しなければならない。

（純酸素の使用制限）

第三十五条 事業者は、潜水業務を行なうときは、潜水作業者に純酸素を吸入させてはならない。

（連絡員）

第三十六条 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水作業者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者と連絡するための者（次条において「連絡員」という。）を、潜水作業者二人以下ごとに一人置き、次の事項を行わせなければならない。

一 潜水作業者と連絡して、その者の潜降及び浮上を適正に行わせること。

二 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、潜水作業者に必要な量の空気を送気させること。

三 送気設備の故障その他の事故により、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、速やかに潜水作業者に連絡すること。

四 ヘルメット式潜水器を用いて行う潜水業務にあつては、潜降直前に当該潜水作業者のヘルメットがかぶと台に結合されているかどうかを確認すること。

（潜水作業者の携行物等）

第三十七条 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水作業者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させなければならない。ただし、潜水作業者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、潜水作業者に信号索、水中時計及び水深計を携行させないことができる。

2 事業者は、潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させなければならない。

（健康診断）

第三十八条 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務（以下「高気圧業務」という。）に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- 二 関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- 三 四肢の運動機能の検査
- 四 鼓膜及び聴力の検査
- 五 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 六 肺活量の測定

2 事業者は、前項の健康診断の結果、医師が必要と認めた者については、次の項目について、医師による健康診断を追加して行わなければならない。

- 一 作業条件調査
- 二 肺換気機能検査
- 三 心電図検査
- 四 関節部のエックス線直接撮影による検査

（健康診断の結果）

第三十九条 事業者は、前条の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「高気圧業務健康診断」という。）の結果に基づき、高気圧業務健康診断個人票（様式第一号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第三十九条の二 高気圧業務健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 高気圧業務健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師の意見を高気圧業務健康診断個人票に記載すること。

（健康診断の結果の通知）

第三十九条の三 事業者は、第三十八条の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康診断結果報告）

第四十条 事業者は、第三十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なったときは、遅滞なく、高気圧業務健康診断結果報告書（様式第二号）を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

（病者の就業禁止）

第四十一条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる疾病にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない。

- 一 減圧症その他高気圧による障害又はその後遺症
- 二 肺結核その他呼吸器の結核又は急性上気道感染、じん肺、肺気腫その他呼吸器系の疾病
- 三 貧血症、心臓弁膜症、冠状動脈硬化症、高血圧症その他血液又は循環器系の疾病
- 四 精神神経症、アルコール中毒、神経痛その他精神神経系の疾病
- 五 メニエル氏病又は中耳炎その他耳管狭さくを伴う耳の疾病
- 六 関節炎、リウマチスその他運動器の疾病
- 七 ぜんそく、肥満症、バセドー氏病その他アレルギー性、内分泌系、物質代謝又は栄養の疾病

(設置)

第四十二条 事業者は、圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務又は水深十メートル以上の場所における潜水業務を行うときは、高圧室内作業員又は潜水作業員について救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、又は利用できるような措置を講じなければならない。

2 事業者は、再圧室を設置するときは、次の各号のいずれかに該当する場所を避けなければならない。

- 一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）、火薬類若しくは多量の易燃性の物を取り扱い、又は貯蔵する場所及びその付近
- 二 出水、なだれ又は土砂崩壊のおそれのある場所

(立入禁止)

第四十三条 事業者は、必要のある者以外の者が再圧室を設置した場所及び当該再圧室を操作する場所に立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しておかなければならない。

(再圧室の使用)

第四十四条 事業者は、再圧室を使用するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 その日の使用を開始する前に、再圧室の送気設備、排気設備、通話装置及び警報装置の作動状況について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えること。
- 二 加圧を行なうときは、純酸素を使用しないこと。
- 三 出入に必要な場合を除き、主室と副室との間の扉を閉じ、かつ、それぞれの内部の圧力を等しく保つこと。

四 再圧室の操作を行なう者に加圧及び減圧の状態その他異常の有無について常時監視させること。

2 事業者は、再圧室を使用したときは、そのつど、加圧及び減圧の状況を記録しておかなければならない。

(点検)

第四十五条 事業者は、再圧室については、設置時及びその後一月をこえない期間ごとに、次の事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- 一 送気設備及び排気設備の作動の状況
- 二 通話装置及び警報装置の作動の状況
- 三 電路の漏電の有無

四 電気機械器具及び配線の損傷その他異常の有無

2 事業者は、前項の規定により点検を行なったときは、その結果を記録して、これを三年間保存しなければならない。

(危険物等の持込み禁止)

第四十六条 事業者は、再圧室の内部に危険物その他発火若しくは爆発のおそれのある物又は高温となつて可燃物の点火源となるおそれのある物を持ち込むことを禁止し、その旨を再圧室の入口に掲示しておかなければならない。

(免許を受けることができる者)

第四十七条 高圧室内作業主任者免許は、高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したものに対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(免許の欠格事由)

第四十八条 高圧室内作業主任者免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満二十歳に満たない者とする。

(高圧室内作業主任者免許試験の受験資格)

第四十九条 削除

(試験科目等)

第五十条 高圧室内作業主任者免許試験は、次の試験科目について、学科試験によつて行なう。

- 一 圧気工法
- 二 送気及び排気
- 三 高気圧障害
- 四 関係法令

(免許試験の細目)

第五十一条 安衛則第七十一条及び前二条に定めるもののほか、高圧室内作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(免許を受けることができる者)

第五十二条 潜水土免許は、潜水土免許試験に合格した者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(免許の欠格事由)

第五十三条 潜水土免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者)

第五十三条の二 潜水土免許に係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要な潜降及び浮上を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第五十三条の三 都道府県労働局長は、潜水土免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(条件付免許)

第五十三条の四 都道府県労働局長は、身体又は精神の機能の障害がある者に対して、その者が行うことのできる作業を限定し、その他作業についての必要な条件を付して、潜水土免許を与えることができる。

(試験科目等)

第五十四条 潜水土免許試験は、次の試験科目について、学科試験によつて行なう。

- 一 潜水業務
- 二 送気、潜降及び浮上
- 三 高気圧障害
- 四 関係法令

(免許試験の細目)

第五十五条 安衛則第七十一条及び前条に定めるもののほか、潜水土免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

別表第 1

圧力	高圧下の時間	減圧(分)					体内ガス 圧係数	業務 間ガス 圧減 少時 間	業務 終了 後ガス 圧減 少時 間	第2回 の高圧 下の時 間
(MPa)		0. 15MPa	0. 12MPa	0. 09MPa	0. 06MPa	0. 03MPa		(分)	(分)	(分)
0. 10を超え0. 1 2以下	30分以下					1	1. 2	30	30	335
	30分を超え60分以下					1	1. 4	30	30	305
	60分を超え90分以下					1	1. 5	30	30	285
	90分を超え120分以下					1	1. 6	30	30	265
	120分を超え150分以下					2	1. 7	60	30	270
	150分を超え180分以下					3	1. 8	60	30	250
	180分を超え210分以下					4	1. 9	60	30	230
	210分を超え240分以下					5	1. 9	60	30	230
	240分を超え270分以下					5	2	150	45	135
	270分を超え300分以下					6	2	150	45	105
	300分を超え330分以下					6	2	150	45	75
	330分を超え360分以下					7	2. 1	150	45	45
0. 12を超え0. 1 4以下	30分以下					1	1. 3	30	30	295
	30分を超え60分以下					1	1. 5	30	30	270
	60分を超え90分以下					1	1. 6	30	30	255
	90分を超え120分以下					3	1. 7	60	30	255
	120分を超え150分以下					5	1. 8	60	30	240
	150分を超え180分以下					6	1. 9	60	30	215
	180分を超え210分以下					8	2	60	30	210
	210分を超え240分以下					10	2	60	30	210
	240分を超え270分以下					10	2. 1	150	45	130
	270分を超え300分以下					10	2. 1	150	45	100
0. 14を超え0. 1 6以下	30分以下					1	1. 3	30	30	270
	30分を超え60分以下					1	1. 5	30	30	250
	60分を超え90分以下					3	1. 7	60	30	235
	90分を超え120分以下					5	1. 8	60	30	225

	120分を超え150分以下					7	1. 9	60	30	210
	150分を超え180分以下					9	2	60	30	200
	180分を超え210分以下					11	2. 1	90	45	210
	210分を超え240分以下					15	2. 2	150	45	135
	240分を超え270分以下					18	2. 2	150	45	115
	270分を超え300分以下					23	2. 2	150	45	85
0. 16を超え0. 18以下	30分以下					1	1. 3	30	30	275
	30分を超え60分以下					5	1. 6	30	30	245
	60分を超え90分以下					9	1. 8	60	30	235
	90分を超え120分以下					13	1. 9	60	30	225
	120分を超え150分以下			2		15	2	60	30	215
	150分を超え180分以下			5		20	2. 1	90	45	205
	180分を超え210分以下			8		25	2. 1	90	45	170
	210分を超え240分以下			9		30	2. 2	150	45	110
	240分を超え270分以下			10		35	2. 2	150	45	75
	270分を超え300分以下			17		35	2. 2	150	45	50
0. 18を超え0. 20以下	30分以下					1	1. 4	30	30	240
	30分を超え60分以下					8	1. 6	30	30	220
	60分を超え90分以下					16	1. 8	60	30	215
	90分を超え120分以下			7		15	2	60	30	195
	120分を超え150分以下			9		20	2. 1	90	45	200
	150分を超え180分以下			11		30	2. 1	90	45	170
	180分を超え210分以下			15		35	2. 2	150	45	100
	210分を超え240分以下			20		40	2. 2	150	45	85
	240分を超え270分以下			25		45	2. 2	150	45	50
0. 20を超え0. 22以下	30分以下					1	1. 4	30	30	240
	30分を超え60分以下					11	1. 7	60	30	225
	60分を超え90分以下			8		15	1. 9	60	30	210
	90分を超え120分以下			12		20	2	90	30	210
	120分を超え150分以下			15		30	2. 1	90	45	180
	150分を超え180分以下			23		40	2. 1	90	45	145
	180分を超え210分以下			25		45	2. 2	150	45	90
	210分を超え240分以下			30		50	2. 2	150	45	60
0. 22を超え0. 24以下	240分を超え270分以下			31		60	2. 2	150	45	30
	30分以下					1	1. 4	30	30	215
	30分を超え60分以下					14	1. 7	60	30	200
	60分を超え90分以下			9		20	1. 9	60	30	185
	90分を超え120分以下			18		30	2	90	30	180
	120分を超え150分以下			26		35	2. 1	120	45	135
	150分を超え180分以下			5		30	2. 2	150	45	95

	180分を超え210分以下			10	30	50	2. 2	150	45	65
	210分を超え240分以下			14	30	60	2. 2	150	45	40
0. 24を超え0. 25以下	30分以下					1	1. 5	30	30	210
	30分を超え60分以下					20	1. 8	60	30	195
	60分を超え90分以下				13	25	2	90	30	180
	90分を超え120分以下				19	35	2. 1	120	45	150
	120分を超え150分以下				33	45	2. 1	120	45	110
	150分を超え180分以下			6	35	50	2. 2	150	45	70
	180分を超え210分以下			15	35	55	2. 2	150	45	50
	210分を超え240分以下			18	35	65	2. 2	150	45	20
0. 25を超え0. 27以下	30分以下					2	1. 5	30	30	180
	30分を超え60分以下				10	15	1. 8	60	30	170
	60分を超え90分以下				17	30	2	90	30	150
	90分を超え120分以下			9	25	35	2. 1	120	45	120
	120分を超え150分以下			15	30	45	2. 2	150	45	85
	150分を超え180分以下			16	35	55	2. 2	150	45	55
	180分を超え210分以下			21	40	60	2. 2	150	45	30
0. 27を超え0. 29以下	15分以下					2	1. 3	30	30	195
	15分を超え30分以下					5	1. 5	30	30	180
	30分を超え45分以下				3	15	1. 7	60	45	165
	45分を超え60分以下				13	20	1. 9	60	45	150
	60分を超え75分以下				18	30	2	90	45	135
	75分を超え90分以下			4	20	40	2	90	45	120
	90分を超え105分以下			11	25	40	2. 1	120	45	105
	105分を超え120分以下			13	30	45	2. 1	120	45	90
	120分を超え135分以下			15	35	45	2. 2	150	60	75
	135分を超え150分以下			18	35	50	2. 2	150	60	60
	150分を超え165分以下			23	35	55	2. 2	150	60	45
	165分を超え180分以下			20	40	60	2. 2	150	60	30
	180分を超え195分以下			24	40	65	2. 2	150	60	15
	195分を超え210分以下			26	40	75	2. 2		60	0
0. 29を超え0. 31以下	15分以下					2	1. 3	30	30	180
	15分を超え30分以下					9	1. 6	30	30	165
	30分を超え45分以下				11	15	1. 8	60	45	150
	45分を超え60分以下				18	25	1. 9	60	45	135
	60分を超え75分以下				25	35	2	90	45	120
	75分を超え90分以下			10	25	40	2	90	45	105
	90分を超え105分以下			12	30	45	2. 1	120	45	90
	105分を超え120分以下			15	35	50	2. 1	150	60	75
	120分を超え135分以下			20	40	50	2. 2	150	60	60

	135分を超え150分以下			20	40	60	2. 2	150	60	45
	150分を超え165分以下			22	40	65	2. 2	150	60	30
	165分を超え180分以下			25	40	70	2. 2	150	60	15
	180分を超え195分以下		5	25	40	75	2. 2		60	0
0. 31を超え0. 3 3以下	15分以下					2	1. 4	60	30	165
	15分を超え30分以下					13	1. 6	60	30	150
	30分を超え45分以下				14	20	1. 8	90	45	135
	45分を超え60分以下				21	30	1. 9	90	45	120
	60分を超え75分以下			13	25	35	2	120	45	105
	75分を超え90分以下			15	35	45	2. 1	120	45	90
	90分を超え105分以下		5	15	35	55	2. 1	120	45	75
	105分を超え120分以下		9	15	40	60	2. 1	150	60	60
	120分を超え135分以下		10	20	40	65	2. 1	150	60	45
	135分を超え150分以下		12	25	40	65	2. 2	150	60	30
	150分を超え165分以下		14	25	40	70	2. 2	150	60	10
	165分を超え180分以下		16	25	40	75	2. 2		60	0
0. 33を超え0. 3 5以下	15分以下					2	1. 4	60	30	150
	15分を超え30分以下					17	1. 6	60	30	135
	30分を超え45分以下				15	25	1. 8	90	45	120
	45分を超え60分以下			5	20	35	2	120	45	105
	60分を超え75分以下			11	25	50	2	120	45	90
	75分を超え90分以下			18	30	60	2	120	45	75
	90分を超え105分以下			25	35	65	2. 1	150	60	60
	105分を超え120分以下		9	25	40	65	2. 1	150	60	45
	120分を超え135分以下		14	25	40	70	2. 2	150	60	30
	135分を超え150分以下		16	25	40	75	2. 2	150	60	15
0. 35を超え0. 3 7以下	150分を超え165分以下		18	25	40	80	2. 2		60	0
	15分以下					2	1. 4	60	30	135
	15分を超え30分以下					21	1. 7	90	45	120
	30分を超え45分以下				20	25	1. 9	90	45	105
	45分を超え60分以下			9	25	35	2	120	45	90
	60分を超え75分以下		5	15	30	50	2	120	45	75
	75分を超え90分以下		12	20	30	60	2. 1	120	45	60
	90分を超え105分以下		14	25	35	65	2. 1	150	60	45
	105分を超え120分以下	5	15	25	35	70	2. 1	150	60	30
	120分を超え135分以下	8	20	25	35	70	2. 2	150	60	15
0. 37を超え0. 4 以下	135分を超え150分以下	11	20	25	40	70	2. 2		60	0
	15分以下					2	1. 4	60	30	120
	15分を超え30分以下					25	1. 7	90	45	105
	30分を超え45分以下				15	35	1. 9	90	45	90

	45分を超え60分以下			12	20	45	2	120	45	75
	60分を超え75分以下		7	20	30	55	2	120	45	60
	75分を超え90分以下		15	20	35	65	2. 1	150	60	45
	90分を超え105分以下	7	15	20	35	70	2. 1	150	60	30
	105分を超え120分以下	11	15	25	35	70	2. 2	150	60	15
	120分を超え135分以下	11	20	25	40	70	2. 2		60	0

別表第2

圧力(MPa)	潜水深度(m)	高圧下の時間	減圧(分)								体内ガス圧係数	業務間ガス圧減少時間(分)	業務終了後ガス圧減少時間(分)	1日についての 高圧下の時間 (分)	
			0. 24 MP a	0. 21 MP a	0. 18 MP a	0. 15 MP a	0. 12 MP a	0. 09 MP a	0. 06 MP a	0. 03 MPa				一日についての 潜水時間(分)	
		潜水時間	浮上(分)												
			24 m	21 m	18 m	15 m	12 m	9m	6m	3m					
0. 10を超え 0. 12以下	10を超え 12以下	10分以下										1. 1	30	30	480
		10分を超え30分以下										1. 2	30	30	
		30分を超え60分以下										1. 4	30	30	
		60分を超え90分以下										1. 5	30	30	
		90分を超え120分以下										1. 6	30	30	
		120分を超え180分以下								3	1. 8	60	30		
		180分を超え240分以下								5	1. 9	60	30		
		240分を超え360分以下								7	2. 1	150	60		
0. 12を超え 0. 14以下	12を超え 14以下	10分以下										1. 1	30	30	420
		10分を超え30分以下										1. 3	30	30	
		30分を超え60分以下										1. 5	30	30	
		60分を超え90分以下										1. 6	30	30	
		90分を超え120分以下								4	1. 7	60	30		
		120分を超え150分以下								6	1. 8	60	30		
		150分を超え180分以下								7	1. 9	60	30		
		180分を超え210分以下								9	2. 0	60	30		
		210分を超え240分以下								10	2. 0	150	60		
240分を超え300分以下								12	2. 1	150	60				
0. 14を超え 0. 16以下	14を超え 16以下	10分以下										1. 1	30	30	360
		10分を超え30分以下										1. 3	30	30	
		30分を超え50分以下										1. 4	30	30	
		50分を超え70分以下										1. 6	30	30	
		70分を超え90分以下								3	1. 7	60	30		
		90分を超え120分以下								6	1. 8	60	30		
		120分を超え150分以下								9	1. 9	60	30		
		150分を超え180分以下								12	2. 0	60	30		
		180分を超え210分以下								13	2. 1	150	60		
210分を超え270分以下								17	2. 2	150	60				
0. 16を超え	16を超え	10分以下									1. 1	30	30	300	

0. 18以下	18以下	10分を超え25分以下								1. 3	30	30	
		25分を超え40分以下								1. 4	30	30	
		40分を超え55分以下								1. 5	30	30	
		55分を超え75分以下							2. 0	1. 7	60	30	
		75分を超え105分以下							11	1. 8	60	30	
		105分を超え135分以下							16	1. 9	60	30	
		135分を超え150分以下						4	16	2. 0	60	30	
		150分を超え180分以下						7	16	2. 1	150	60	
		180分を超え240分以下						9	21	2. 2	150	60	
0. 18を超え 0. 20以下	18を超え 20以下	10分以下								1. 2	30	30	270
		10分を超え25分以下								1. 3	30	30	
		25分を超え35分以下								1. 4	30	30	
		35分を超え50分以下								1. 5	30	30	
		50分を超え65分以下							9	1. 6	30	30	
		65分を超え95分以下							16	1. 8	60	30	
		95分を超え115分以下						7	16	1. 9	60	30	
		115分を超え135分以下						10	16	2. 0	60	30	
		135分を超え165分以下						15	27	2. 1	150	60	
0. 20を超え 0. 22以下	20を超え 22以下	165分を超え225分以下						18	34	2. 2. 0	150	60	240
		15分以下								1. 2	30	30	
		15分を超え30分以下								1. 4	30	30	
		30分を超え42分以下								1. 5	30	30	
		42分を超え60分以下							7	1. 7	60	30	
		60分を超え75分以下							16	1. 8	60	30	
		75分を超え85分以下						5	16	1. 8	60	30	
		85分を超え100分以下						12	16	1. 9	60	30	
		100分を超え120分以下						17	22	2. 0	60	30	
0. 22を超え 0. 24以下	22を超え 24以下	120分を超え150分以下						21	29	2. 1	150	60	216
		150分を超え210分以下						25	39	2. 2	150	60	
		10分以下								1. 2	30	30	
		10分を超え25分以下								1. 4	30	30	
		25分を超え37分以下								1. 5	30	30	
		37分を超え50分以下							6	1. 6	30	30	
		50分を超え58分以下							14	1. 7	60	30	
		58分を超え75分以下						16	14	1. 8	60	30	
		75分を超え90分以下						18	16	1. 9	60	30	
0. 24を超え	24を超え	90分を超え108分以下						21	22	2. 0	90	30	
		108分を超え145分以下						27	32	2. 1	150	60	
		145分を超え180分以下						29	41	2. 2	150	60	
0. 24を超え	24を超え	10分以下								1. 2	30	30	200

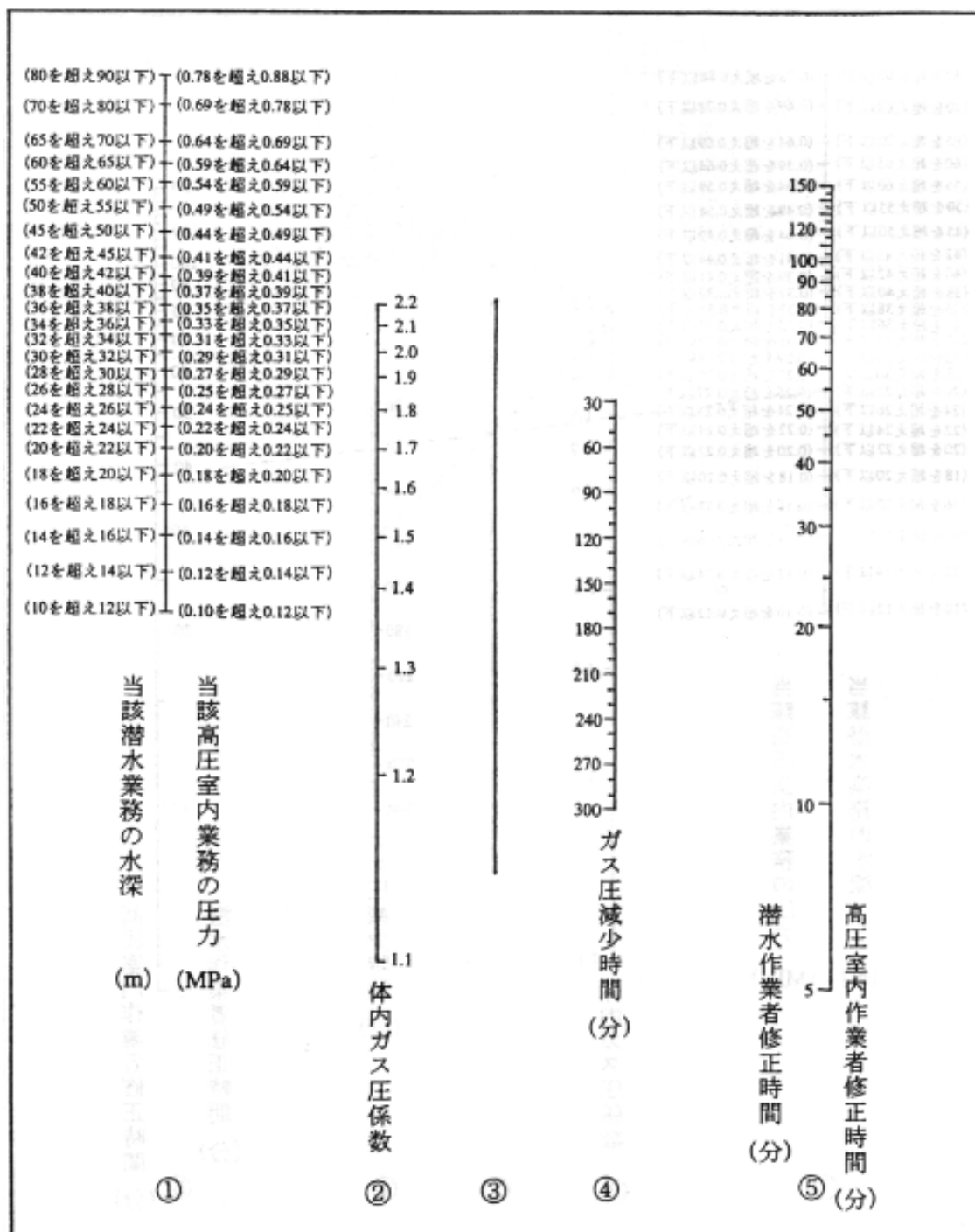
0. 25以下	26以下	10分を超え20分以下								1. 3	30	30	
		20分を超え32分以下								1. 5	30	30	
		32分を超え45分以下							7	1. 6	30	30	
		45分を超え55分以下							16	1. 7	60	30	
		55分を超え65分以下						8	16	1. 8	60	30	
		65分を超え80分以下						18	16	1. 9	60	30	
		80分を超え100分以下						26	22	2. 0	90	30	
		100分を超え110分以下						27	25	2. 0	150	60	
		110分を超え160分以下						29	41	2. 2	150	60	
0. 25を超え 0. 27以下	26を超え 28以下	10分以下								1. 2	30	30	180
		10分を超え20分以下								1. 4	30	30	
		20分を超え28分以下								1. 5	30	30	
		28分を超え40分以下							6	1. 6	30	30	
		40分を超え44分以下							11	1. 6	30	30	
		44分を超え49分以下							16	1. 7	60	30	
		49分を超え60分以下						11	16	1. 8	60	30	
		60分を超え70分以下						18	22	1. 9	60	30	
		70分を超え90分以下						27	22	2. 0	90	30	
		90分を超え110分以下						8	27	29	2. 1	150	60
		110分を超え140分以下						13	29	41	2. 2	150	60
0. 27を超え 0. 29以下	28を超え 30以下	10分以下								1. 2	30	30	170
		10分を超え20分以下								1. 4	30	30	
		20分を超え25分以下								1. 5	30	30	
		25分を超え35分以下							4	1. 6	30	30	
		35分を超え39分以下							10	1. 6	30	30	
		39分を超え44分以下							16	1. 7	60	30	
		44分を超え50分以下						8	16	1. 8	60	30	
		50分を超え60分以下						16	16	1. 8	60	30	
		60分を超え78分以下						27	22	1. 9	60	30	
		78分を超え85分以下						5	27	22	2. 0	90	30
		85分を超え105分以下						12	27	32	2. 1	150	60
		105分を超え130分以下						17	29	48	2. 2	150	60
0. 29を超え 0. 31以下	30を超え 32以下	10分以下								1. 2	30	30	158
		10分を超え22分以下								1. 4	30	30	
		22分を超え30分以下							8	1. 5	30	30	
		30分を超え35分以下							14	1. 6	30	30	
		35分を超え40分以下							22	1. 6	30	30	
		40分を超え46分以下						9	22	1. 7	60	45	
		46分を超え53分以下						16	22	1. 8	60	45	
		53分を超え68分以下						27	22	2. 0	90	45	

		68分を超え79分以下					7	27	33	2.0	90	45	
		79分を超え100分以下					17	27	48	2.1	150	60	
		100分を超え120分以下					21	27	55	2.1	150	60	
0.31を超え 0.33以下	32を超え 34以下	10分以下								1.2	60	30	146
		10分を超え19分以下								1.4	60	30	
		19分を超え27分以下							7	1.5	60	30	
		27分を超え31分以下							22	1.6	60	30	
		31分を超え36分以下							22	1.7	90	45	
		36分を超え41分以下						8	22	1.7	90	45	
		41分を超え48分以下						16	22	1.8	90	45	
		48分を超え60分以下						27	22	1.9	90	45	
		60分を超え73分以下					10	27	37	2.0	120	45	
		73分を超え95分以下					19	27	63	2.0	150	60	
		95分を超え115分以下				5	22	32	74	2.0	150	60	
0.33を超え 0.35以下	34を超え 36以下	5分以下								1.2	60	30	134
		5分を超え17分以下								1.4	60	30	
		17分を超え25分以下							8	1.5	60	30	
		25分を超え29分以下							14	1.6	60	30	
		29分を超え33分以下							22	1.6	60	30	
		33分を超え38分以下						9	22	1.7	90	45	
		38分を超え43分以下						16	22	1.8	90	45	
		43分を超え55分以下						27	22	1.9	90	45	
		55分を超え67分以下					10	27	34	2.0	120	45	
		67分を超え90分以下					22	27	63	2.0	150	60	
0.35を超え 0.37以下	36を超え 38以下	90分を超え110分以下				9	22	34	80	2.0	150	60	124
		5分以下								1.2	60	30	
		5分を超え15分以下								1.4	60	30	
		15分を超え22分以下							5	1.5	60	30	
		22分を超え26分以下							14	1.6	60	30	
		26分を超え30分以下							22	1.6	60	30	
		30分を超え34分以下						9	22	1.7	90	45	
		34分を超え40分以下						17	22	1.8	90	45	
		40分を超え50分以下						27	22	1.9	90	45	
		50分を超え62分以下					12	27	34	2.0	120	45	
0.37を超え 0.39以下	38を超え 40以下	62分を超え85分以下				4	22	27	67	2.0	150	60	116
		85分を超え105分以下				12	22	36	83	2.0	150	60	
		5分以下								1.2	60	30	
		5分を超え15分以下								1.4	60	30	
		15分を超え20分以下							3	1.5	60	30	
		20分を超え24分以下							14	1.6	60	30	

		24分を超え28分以下							22	1. 6	60	30	
		28分を超え32分以下						9	22	1. 7	90	45	
		32分を超え37分以下						18	22	1. 8	90	45	
		37分を超え46分以下						27	22	1. 9	90	45	
		46分を超え58分以下					14	27	28	2. 0	120	45	
		58分を超え80分以下				6	22	27	68	2. 0	150	60	
		80分を超え100分以下				16	22	36	82	2. 0	150	60	
0. 39を超え 0. 41以下	40を超え 42以下	13分以下							2. 0	1. 4	60	30	110
		13分を超え16分以下							4	1. 4	60	30	
		16分を超え21分以下							11	1. 5	60	30	
		21分を超え26分以下							22	1. 6	60	30	
		26分を超え29分以下						9	22	1. 7	90	45	
		29分を超え35分以下						14	22	1. 8	90	45	
		35分を超え42分以下						27	28	1. 8	90	45	
		42分を超え55分以下				15	27	34	2. 0	120	45	45	
		55分を超え75分以下			8	22	27	65	1. 9	150	60	60	
		75分を超え95分以下			16	22	36	80	2. 0	150	60	60	
0. 41を超え 0. 44以下	42を超え 45以下	10分以下							2. 0	1. 4	60	30	100
		10分を超え14分以下							8	1. 4	60	30	
		14分を超え20分以下							14	1. 6	60	30	
		20分を超え24分以下							22	1. 6	60	30	
		24分を超え30分以下						15	28	1. 6	60	30	
		30分を超え37分以下						27	28	1. 8	60	45	
		37分を超え50分以下				16	27	34	2. 0	120	45	45	
		50分を超え70分以下			11	22	27	68	2. 0	150	60	60	
		70分を超え90分以下			4	19	22	30	107	2. 0	150	60	
0. 44を超え 0. 49以下	45を超え 50以下	8分以下							2. 0	1. 3	60	30	86
		8分を超え12分以下							8	1. 4	60	30	
		12分を超え16分以下							16	1. 5	60	30	
		16分を超え20分以下							28	1. 6	60	30	
		20分を超え26分以下						16	28	1. 7	90	45	
		26分を超え33分以下						27	28	1. 8	90	45	
		33分を超え43分以下				18	27	31	2. 0	120	45	45	
		43分を超え60分以下			13	23	27	68	2. 0	150	60	60	
		60分を超え80分以下			9	19	22	45	85	2. 0	150	60	
0. 49を超え 0. 54以下	50を超え 55以下	6分以下							2. 0	1. 3	60	30	75
		6分を超え10分以下							7	1. 4	60	30	
		10分を超え12分以下							17	1. 5	60	30	
		12分を超え14分以下							27	1. 5	60	30	
		14分を超え17分以下							36	1. 6	60	30	

		17分を超え21分以下						14	36	1.7	90	45		
		21分を超え27分以下						27	36	1.8	90	45		
		27分を超え37分以下					18	27	44	1.9	90	45		
		37分を超え55分以下			6	20	24	28	65	65	1.9	150		60
		55分を超え75分以下		8	18	20	24	49	90	73	1.9	150		60
0.54を超え 0.59以下	55を超え 60以下	5分以下							2.0	1.3	60	30	70	
		5分を超え10分以下							16	1.5	60	30		
		10分を超え15分以下							36	1.5	60	30		
		15分を超え24分以下						23	36	1.8	90	45		
		24分を超え33分以下					16	27	42	1.9	90	45		
		33分を超え50分以下			9	20	24	27	65	70	1.9	150		60
		50分を超え70分以下		14	18	20	24	50	10 0	73	1.9	150		60
0.59を超え 0.64以下	60を超え 65以下	5分以下							5	1.3	60	30	65	
		5分を超え12分以下							32	1.5	60	30		
		12分を超え21分以下						23	36	1.8	90	45		
		21分を超え30分以下				2	24	28	35	45	1.9	90		45
		30分を超え45分以下			6	20	24	28	56	73	1.9	150		60
		45分を超え65分以下	4	16	18	20	26	53	92	73	1.9	150		60
0.64を超え 0.69以下	65を超え 70以下	5分以下							10	1.4	60	30	60	
		5分を超え11分以下							34	1.5	60	30		
		11分を超え18分以下						25	36	1.7	90	45		
		18分を超え27分以下				4	24	28	35	45	1.9	90		45
		27分を超え40分以下			12	20	24	28	65	95	1.8	150		60
		40分を超え60分以下	8	16	17	20	27	52	95	105	1.8	150		60
0.69を超え 0.78以下	70を超え 80以下	5分以下							16	1.5	60	30	50	
		5分を超え10分以下						8	35	1.6	60	30		
		10分を超え15分以下						28	35	1.7	90	45		
		15分を超え22分以下				7	24	28	37	51	1.8	90		45
		22分を超え35分以下			18	20	24	30	65	100	1.8	150		60
		35分を超え50分以下	12	16	18	20	28	52	95	105	1.8	150		60
0.78を超え 0.88以下	80を超え 90以下	5分以下							30	1.5	60	30	40	
		5分を超え10分以下						20	35	1.7	90	45		
		10分を超え15分以下					14	28	35	1.8	90	45		
		15分を超え20分以下				13	24	28	44	51	1.9	90		45
		20分を超え30分以下		6	18	20	24	29	65	100	1.8	150		60
		30分を超え40分以下	12	16	18	20	24	49	90	105	1.8	150		60

別表第3



様式第 1 号（第 3 9 条関係）

高気圧業務健康診断個人票

様式第 1 号（第39条関係）

氏 名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女		
健 診	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
既 往 歴					
高 気 圧 業 務 の 経 歴					
自覚症状又は他覚症状	関 節 の 痛 み				
	腰 の 痛 み				
	下 肢 の 痛 み				
	耳 鳴 り				
	そ の 他				
骨・関節	四 肢 の 運 動 機 能				
	エックス線直接撮影				
聴 器	鼓 膜				
	聴 力				
循環器	血 圧				
	心 電 図				
呼吸器	肺 活 量				
	肺 換 気 機 能				
尿	糖				
	蛋白				
作 業 条 件					
参 考 事 項					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					

- 備考
- 1 「参考事項」の欄は、この票に記載した高気圧業務健康診断を行うまでの期間にとられた高気圧障害に関する医学的処置及び就業上の措置について記入すること。
 - 2 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
 - 3 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
 - 4 この票に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号（第40条関係）
（表面）

様式第2号(第40条関係)(表面)

高気圧業務健康診断結果報告書

80306

標準字体

0123456789

労働保険番号	都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号	在籍労働者数	人		
事業場の名称			事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号（ ）			電話（ ）	
対象年	7：平成 → （月～月分）（報告回目）		健診年月日	7：平成 →	
健康診断実施機関の名称					
健康診断実施機関の所在地			精密健康診断	年 月 日	
項目	高気圧業務の種別	高気圧業務コード 具体的業務内容 （ ）	高気圧業務コード 具体的業務内容 （ ）		
従事労働者数	人		人		
受診労働者数	人		人		
上記のうち精密健康診断を要するとされた者の数	人		人		
精密健康診断実施者数	人		人		
高気圧業務による有所見者数	高気圧業務への就業を禁止された者	人	人		
	その他	人	人		
検査項目別内訳		実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数
	自覚症状又は他覚症状	人	人	人	人
	骨 関 節	人	人	人	人
	聴 器	人	人	人	人
	循 環 器	人	人	人	人
	呼 吸 器	人	人	人	人
	尿	人	人	人	人
産業医	氏 名 印 所属医療機関の名称及び所在地				

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

印

(裏面)

様式第2号(第40条関係)(裏面)

備考

- 1

□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2

記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3

記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4

「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5

1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6

「対象年」の欄の（報告回数）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7

「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8

「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9

「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる高気圧業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10

「高気圧業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。
- 11

「高気圧業務による有所見者数」の欄の高気圧業務への就業を禁止された者は、高気圧作業安全衛生規則第41条の規定により高気圧業務に従事させてはならない労働者の数を記入すること。
- 12

「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	高気圧業務の内容
10	高圧室内作業（ かいん 潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）に係る業務
20	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務